

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

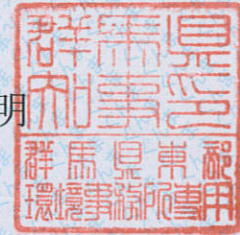
住 所 埼玉県さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎454番地の3

氏 名 株式会社三洪エンタープライズ

代表取締役 石田太平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 大澤 正明



許可の年月日 平成 30年 10月 12日

許可の有効期限 平成 35年 10月 11日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特) 汚泥、⑤特) 廃油、⑥特) 廃酸、⑦特) 廃アルカリ（以上7種類）

※④、⑤、⑥及び⑦に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 5年 10月 12日 新規許可

平成 10年 10月 12日 更新許可

平成 15年 10月 12日 更新許可

平成 20年 10月 12日 更新許可

平成 25年 10月 12日 更新許可

平成 25年 11月 6日 変更許可

平成 30年 10月 12日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃ア ルカリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
7メチル水銀化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
7メチル水銀化合物(環境省令 で定める水銀回収を義務付 けるものを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物(環境 省令で定める水銀回収を義 務付けるものを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	○	-	○	○	-	-	-
鉛又はその化合物	-	◎	-	○	○	-	-	-
有機燐化合物	-	○	-	○	○	-	-	-
六価クロム化合物	-	○	-	○	○	-	-	-
砒素又はその化合物	-	○	-	○	○	-	-	-
シアン化合物	-	○	-	○	○	-	-	-
PCB	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	○	○	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	-	○	○	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジチン	-	○	○	○	○	-	-	-
ダイチン類	-	-	-	-	-	-	-	-

